

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和2年12月23日(水) 午後3時07分～午後3時19分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 7番 長谷川広昌、
11番 北川 広人、 14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子
オブザーバー

議長(10番) 杉浦 辰夫、 副議長(9番) 柳沢 英希、
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 4番 神谷 利盛、 8番 黒川 美克、
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 高浜市自治基本条例検証中間報告について

2 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

議長挨拶

委員長 次に本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件につきましては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりであります。

それでは、案件の順序に従い、逐次進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 高浜市自治基本条例検証中間報告について

委員長 先ほどの各派会議で議長からもお話がございましたけれども、本件についてはパブリックコメントを提出された市民に対し、議会から直接パブコメの回答するものではなく、あくまでも当局に対し、改めて改正の要否について議会としての意見を提出するものですので、御承知おきをしていただきたいと思います。

この件については、先ほど開催された各派会議において協議したところ、高浜市自治基本条例検証中間報告のパブリックコメントの2番、3番、4番、6番、7番、8番については、意見の一致が見られませんでしたので、議会運営委員会で再度、協議をお願いするものです。

これらのパブリックコメントの内容は、第9条の条文修正の必要なしといずれも同趣旨の内容ですが、先ほどの各派会議での協議を踏まえてパブリックコメントの2番から4番及び6番から8番について、まとめて各会派の御意見をお願いしたいと思います。よろしいですか。2番、3番、4番、6番、7番、8番ですよ。よろしいですか。

それでは、市政クラブさん、3番、杉浦康憲委員。

意(3) 市政クラブとしては、提出したとおり意見として承りますということで。対応としては、原案とおりということでお願いいたします。

委員長 次に、公明党さん、14番、小嶋克文委員。

意(14) これ、今、書いてあるとおりでございます。

委員長 市政クラブさんと同様というイメージですかね。

意(14) どういうこと。2番でしょ。

委員長 2、3、4、6、7、8です。

意(14) はい。

委員長 結局、対応として、どうされるかっていうところが。

意(14) 僕は、原案とおりで。

委員長 原案とおりでよろしいですか。

それでは続きまして、新政会さん、7番、長谷川広昌委員。

意(7) パブコメについては意見として承り、対応は原案とおりでお願いいたします。

委員長 それでは、共産党さん、15番、内藤とし子委員。

意(15) 私どもは、原案ではなくて原文、修正は必要ないというほうでお願いいたします。

委員長 次に、青政会さん、参考までに。6番、柴田耕一議員。

意(6) 2番でいいと思います。原案どおり。

委員長 次に、高志クラブさん、5番、岡田公作議員。

意(5) 2番の原案どおりでお願いします。

委員長 次に、高浜市民の会さん、16番、倉田利奈議員。

意(16) 原文どおりということで、条例の修正はなしということでお願いします。

委員長 ただいま、委員の御意見を伺ったところ、市政クラブさん、公明党さん、新政会さん、原案のとおり。共産党さんが原文どおり、条文の修正が必要なしということで意見が分かれています。

参考意見としては、青政会さん及び高志クラブさんは原案のとおり、高浜市民の会さんは、原文どおりの条文修正の必要なしということですが。

ここで何か御意見、ある方いらっしゃいますかね。

意 見 な し

委員長 それでは、意見の一致が見られないため、採決を採らせていただきますけれども、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、採決の内容は、高浜市自治基本条例検証中間報告のパブリックコメントの対応について。原案のとおりと当局に報告するか、条文修正の必要なしと当局へ報告するかについてであります。

挙手は1人1回のみでオブザーバーの委員の方は、挙手をしないでください。

それではただいまから採決します。よろしいですか。

意(3) もう一度、手を挙げる案をちょっと言ってもらってもいいですか。よく理解が。

委員長 原案のとおりというのは、原案のとおりという声掛けをさせていただきますけど、これはどういうことかっていうと、修正後の修正ありのほうですね。原案ですから、改正ありのほう。それで、条文の改正なしのどちらかにな

ります。

意（3） はい、わかりました。

委員長 よろしいですか。

意（15） これを、意見対応例を見ますと、1番が修正します。意見に基づいて原案を修正したものだ。これは修正があったというやつですね。

委員長 あのね、これが違うんです。これ、修正しますっていうのは、もう検証委員会で一度出してるじゃないですか、高浜市議会として。それは修正したものが出てるんです。それをまた修正するのであれば、ここで言う1番なんですよ。

意（15） 修正したものをまた修正する場合に1番ですか。

委員長 そうですよ。この場合、そうなりますね。

原案どおりっていうのは、修正したものをそのままいいということであれば、2番の原案どおりということになると思います。これもさっきの議長の時も、あのときも聞き方も悪かったのかもしれないけど。

意（15） 元に戻す場合は1番。

委員長 そうです。ですから、わかりやすく逆にするのであれば、こうしますか。原案のとおりっていうのが、修正後の状態のとおり。それから、条文修正の必要なしにします。いいですか。条文修正の必要なしということは、もともとの条文のままにすると。そのほうがわかりやすいですよ。修正の修正というとわかりにくいですから。いいですか。だから、原案どおりは修正するということになります。条文修正の必要なしは、前の元の条文のままということになりますから、よろしいですか。

それでは採決の内容は、中間報告のパブリックコメントの対応について、原案のとおりと当局へ報告するか、条文修正の必要なしと当局に報告するか。よろしいですね、ここで何か質問ですか。

意（15） もう一遍。

委員長 修正をしたもの、9条の修正を条文を変えたもの場合は、原案のとおり。それから変える必要がない場合は、条文修正の必要なし。ここには書いてないですから、意見の対応例の中には入ってませんが、そのほうがわ

かりやすいと思ってそういうふうにする。

意（15） 条文修正の必要なし。

委員長 条文修正の必要なし。これは、だからもともとの条文ってことです。

意（15） これが、もともとの条文。これは1番ということで、ここで言う1番ということで。

委員長 そうです。これで言うなら、本来1番なんですよ。

意（15） そういうふうに言っていると、分かりいいんですけど。順番が違ふようなことを言われると、ちょっと混乱しますので。

委員長 すみません。だから、ここで言う修正しますは原案を修正しますって話になってしまいますので、だから、それよりもそれ結局さわらなくていいよという御意見であれば、条文修正の必要なしのほうで手を挙げていただければいいかと思えますけれども、よろしいですか。

それでは、ただいまから採決いたします。よろしいですか。

それでは採決に入ります。

高浜市自治基本条例検証中間報告のパブリックコメントの対応について、原案のとおりと当局へ報告することに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数であります。

続いて、高浜市自治基本条例検証中間報告のパブリックコメントの対応について、条文修正の必要なしと当局へ報告することに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手少数であります。

よって高浜市自治基本条例検証中間報告のパブリックコメントの対応については、原案のとおりと当局へ報告することに決定いたしました。また、対応

については、原案のとおりと決定したことから、回答については意見として承ると当局へ報告することとして御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

2 その他

委員長 皆さんのほうで何かありましたらお願いをいたします。

意 見 な し

委員長 なければ、以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後3時19分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長